

特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の  
在り方に関する検討会報告書（案）

令和6年〇月〇日

特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の  
在り方に関する検討会

## 目次

### 1 検討会の趣旨・目的及び参集者

- (1) 趣旨・目的
- (2) 参集者
- (3) 検討の経緯

### 2 特定機械等の製造許可、検査等に係る制度の概要

- (1) 特定機械等の規制の考え方
- (2) 現行制度の内容

### 3 特定機械等を巡る現状認識

- (1) 労働災害発生状況
- (2) 特定機械等の設置件数等の推移
- (3) 検査制度における民間機関の活用状況
- (4) 民間の登録機関の適正な業務実施を担保するための体制
- (5) 民間機関が保有する技術

### 4 検討結果(案)

- (1) 特定機械等の製造許可及び検査制度の在り方
- (2) 特定機械等の製造許可の権限
- (3) 特定機械等の製造許可に係る書面等審査の民間移管
- (4) 特定機械等の製造時等検査の民間移管
- (5) 特定機械等の落成検査等の官民の役割分担
- (6) 民間の登録機関の適正な業務実施を担保するための仕組みの強化
- (7) その他

### 5 参考資料

## 1 検討会の趣旨・目的及び参集者

### (1) 趣旨・目的

ボイラーやクレーン等、その使用時に特に危険な作業を必要とする機械等（以下「特定機械等」という。）については、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）で、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査の受検を義務付けている。

特定機械等のうち、ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の製造時等検査及び全ての特定機械等の性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が検査を行うこととするなど民間移管を進めてきたところである。

この検討会においては、社会経済環境の変化等を踏まえ、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止していくため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を目指し、製造許可及び製造時等検査制度等の在り方について検討を行った。

### (2) 参集者

井村 真己 追手門学院大学法学部教授

◎梅崎 重夫 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所フェロー研究員

小林 龍生 株式会社キトー技術開発本部制御開発部制御開発グループ主任

丹治 雅人 コベルコ建機株式会社マーケティング事業本部担当部長

辻 裕一 東京電機大学工学部機械工学科教授

土屋 孝浩 日立製作所労働組合中央執行委員

中村 瑞穂 職業能力開発総合大学校能力開発院能力開発基礎系（安全ユニット）教授

村上 弘記 株式会社 I H I 技術開発本部技監

山際 謙太 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所機械システム安全研究グループ部長代理

山脇 義光 日本労働組合総連合会労働法制局長

（五十音順、敬称略、◎は座長）

### (3) 検討の経緯

○第1回（令和6年1月26日）

議題

（1）開催要綱について

（2）特定機械等の製造許可及び検査等に係る制度の概要、現状及び論点について

（3）その他

○第2回（令和6年2月〇日）

議題

- (○)  
○第3回（令和6年3月○日）  
議題  
(○)

## 2 特定機械等の製造許可、検査等に係る制度の概要

### (1) 特定機械等の規制の考え方

安衛法では、特定機械等（表1）については、構造上の要件を欠くと死亡災害や大規模な事故を招くおそれがあることから、安全性能を確保するため、製造段階から一定の基準によることとし、あらかじめ都道府県労働局長の製造許可を受けることとしている。

また、実際に製造された個々の機械等が機械等の種類ごとに厚生労働大臣が定める構造規格に適合していること、定置式のものについては据付け位置・工事等が適当であること等を確認するため、製造段階や設置段階から使用段階の各段階における各種検査制度を設けている。

表1 特定機械等の種類

<p>安衛法では、次の8種類の機械等を特定機械等と規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ボイラー（最高使用圧力が0.1MPaを超える蒸気ボイラーなど）</li><li>② 第一種圧力容器（大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器で、最高使用圧力（MPa）と内容積（m<sup>3</sup>）との積が0.02を超えるものなど）</li><li>③ クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のものなど）</li><li>④ 移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のもの）</li><li>⑤ デリック（つり上げ荷重が2トン以上のもの）</li><li>⑥ エレベーター（積載荷重が1トン以上のもの（一般公衆の用に供するもの等を除く。））</li><li>⑦ 建設用リフト（ガイドレールの高さが18メートル以上で積載荷重が0.25トン以上のもの）</li><li>⑧ ゴンドラ</li></ul>
---

### (2) 現行制度の内容

特定機械等の種類ごとの製造許可・検査の流れは図1のとおりである。

特定機械等の製造段階において、特定機械等を製造しようとする者（以下「メーカー」という。）に対し、特定機械等の製造段階において「①書面等審査」、「②製造許可」、「③製造時等検査」を行うこととし、特定機械等を設置しようとする者（以下「ユーザー」という。）に対し、特定機械等の設置段階において「④落成検査」を行うこととしている。その後、「⑤検査証の発行」を経て、特定機械等の使用段階において定期的に「⑥性能検査」を行うこととしている。

ただし、製造許可の後の検査は機械等の種類によって異なり、具体的には、

クレーン、デリック、エレベーター及び建設用リフト（以下「クレーン等」という。）については、設置場所で組み立てを行うため「③製造時等検査」は行わない。また、移動式クレーン及びゴンドラ（以下「移動式クレーン等」という。）については、その性質上「④落成検査」は行わない。

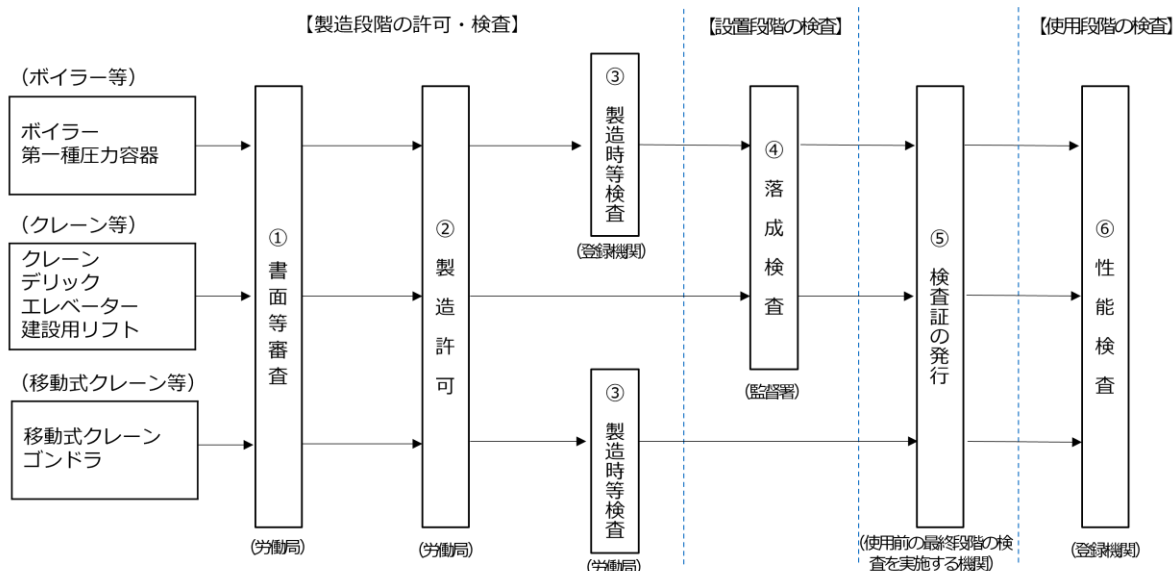


図1 特定機械等の製造許可、検査の流れ

### ① 書面等審査

メーカーは、図面、強度計算、製造や検査のための設備、工作責任者等の経歴の概要等の書面を添えて、都道府県労働局長に製造許可申請書を提出することとされている。

製造許可の基準は、厚生労働大臣が定める構造規格への適合、強度計算の基準に採用されている計算式の正当性といった客観的な「技術的基準」と、製造設備、検査設備、工作責任者といった「製造者の基準」が厚生労働大臣告示により定められている。

「技術的基準」への適合については、都道府県労働局長が、申請書に添付された書面により、規格への適合等について事前に審査を行う。この事前の審査にはJIS、機械等の構造、溶接条件、金属材料、図面、強度計算などについての高度な専門知識や経験が必要となる。

「製造者の基準」への適合については、都道府県労働局長が、実地調査等により、メーカーが製造や検査のための設備を有しているか、工作責任者の実務経験や所属の状況等の確認を行う。

### ② 製造許可

書面等審査により製造許可の基準である「技術的基準」及び「製造者の基準」への適合が確認された申請について、都道府県労働局長がメーカーに対

して製造を許可する。

### ③ 製造時等検査

都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関が、メーカーの製造段階で、製造許可のとおり製造されているかを確認するものである。

検査を受けようとする者は、個々の特定機械等を製造してから設置するまでの間に、明細書、組立図、構造部分の強度計算書等を添えて、検査を申請することとしている。

検査の基準は、強度、安定度といった客観的な「技術的基準」である構造規格等が定められており、「技術的基準」に適合している場合に合格と判定している。

これらの製造段階の検査には、製造許可における「技術的基準」の事前の審査と同様に、JIS、機械等の構造、溶接条件、金属材料、図面、強度計算等について高度な専門知識や経験が必要となる。

#### ア ボイラー等

ボイラー等は、溶接検査（溶接されたボイラー等を対象とした機械的試験、放射線試験等）及び構造検査（材料検査、外観検査、水圧検査等）を、原則として登録製造時等検査機関が行っている。

従前から他法令に基づく類似制度において民間機関が検査を実施しており、民間機関が検査を行う体制が整っていたことから、「技術的基準」への適合を確認する客観的な検査について、他の特定機械等に先立って民間移管を行っている。

#### イ 移動式クレーン等

移動式クレーン等は、製造検査（外観検査、荷重試験、安定度試験等）を都道府県労働局長が行っている。

#### ウ クレーン等

クレーン等は、前述のとおり製造段階の検査は実施せず、製造許可の後、労働基準監督署長が落成検査を行っている。

#### エ ボイラー等及び移動式クレーン等を輸入等する場合

ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ等を輸入等する場合には、設置する前の段階で構造要件の具備状況を確認するために都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関が、溶接検査、構造検査及び製造検査と同様の内容の使用検査を行っている。

### ④ 落成検査

主として特定機械等の設置状況について確認するものであり、労働基準監督署長が、ボイラーを取り扱う労働者の緊急時における避難路の確保、クレーン運転士の墜落防止措置など、法令に基づく安全措置の履行状況について確認し、必要に応じて、ユーザーに対して法令に基づく指導を行う。

製造段階の検査を行わないクレーン等については、設置状況の確認と併せ

て、構造規格等の「技術的基準」への適合についても同時に確認する。

⑤ 検査証の交付

法令に基づく検査を受けていることを明らかにするため、使用前の最終段階の検査を実施する機関が、検査に合格した特定機械等について検査証を交付する。ユーザーは検査証の有効期間まで特定機械等を使用することができる。

⑥ 性能検査

検査証の有効期間内に、腐食や摩耗の度合いを確認するため、登録性能検査機関が行う検査であり、性能検査に合格した後に検査証の有効期間を更新し、登録性能検査機関が検査証に新しい有効期間等を記載する。ユーザーは延長された有効期間まで引き続き特定機械等を使用することができる。

⑦ その他検査

ア 変更検査

ユーザーが特定機械等に変更を加えた場合は労働基準監督署長が行う変更検査を受けなければならない。主として部品の交換や補修等に伴い、構造規格等に適合しているかについての技術的確認を行う。

イ 使用再開検査

使用を休止した特定機械等を再び使用する場合に労働基準監督署長が行う使用再開検査を受けなければならない。設置段階等の検査を受けた後に休止した特定機械等の保存の状態、腐食や摩耗の状況等を確認するものであり、主として「技術的基準」への適合について確認する。

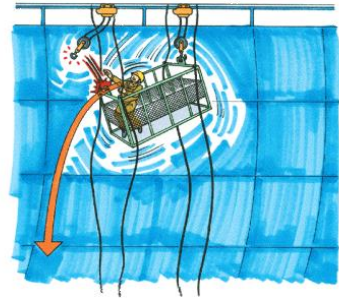
### 3 特定機械等を巡る現状認識

#### (1) 労働災害発生状況

特定機械等に係る労働災害は長期的に減少傾向にあり、製造許可及び製造時等検査制度等に基づき適正に管理された特定機械等については、近年、構造上の欠陥を原因とする労働災害は発生していない。しかし、製造許可や必要な検査を受けていない特定機械等については、依然として死亡災害を含む重篤な労働災害が発生している（図2）。製造許可及び製造時等検査制度等は特定機械等の安全性能の確保に重要な役割を担っている。

**【事例1】** 作業用ゴンドラで上昇中、作業床の片方がつり下げフックから外れて墜落したものの（災害発生状況）

- 船舶ブロックの溶接作業を行うため、建造中の貨物船に取り付けた作業用ゴンドラで上昇中、作業床の片方がつり下げフックから外れて作業者が墜落し、死亡したものの（災害発生原因）
- つり下げフックの外れ止め装置が破損していたため、安全装置の機能が発揮し得なかったこと
- 製造許可を受けておらず、また検査等も行われていなかったこと



**【事例2】** 圧力容器のふたが破壊して、容器内の熱水が水蒸気となって噴出し被災したものの（災害発生状況）

- 加圧した圧力容器に医療関連部品である製品を入れて高温水による不純物等の洗浄作業を行っていたところ、突然圧力容器のふたが破壊して飛び、中の高温水が水蒸気となって噴出し、付近で作業を行っていた者が爆風等により被災したものの（災害発生原因）
- 検査を受けずに使用したこと
- 安全弁について検査で確認していなかったため、安全弁の設定が耐圧強度以上となっていたこと

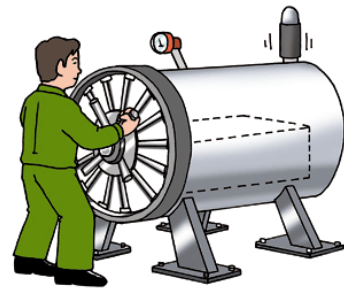


図2 特定機械等に係る労働災害事例



## (2) 特定機械等の設置件数等の推移

産業構造の変化や技術革新により、特定機械等の設置件数、検査件数は長期的に減少傾向にある。製造許可や検査の知見をどう維持するかが課題となっている。

### ① 設置件数

特定機械等の要件に満たない小型のボイラーが普及したこと等に伴い、ボイラーの設置件数は、近年、大幅に減少している。また、第一種圧力容器の設置件数は、1990年代以降減少傾向にある（図3）。

クレーン、エレベーター、移動式クレーン及びゴンドラについては長期的に増加傾向にある一方で、建設用リフト及びデリックについては設置件数は100件以下と少ない。

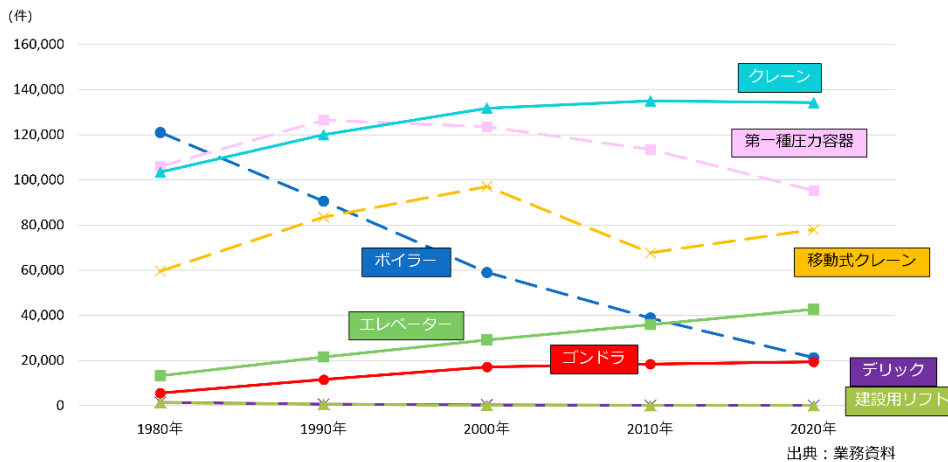


図3 特定機械等の設置件数の推移

### ② 製造許可件数

型式ごとに審査・許可を行い、同型の特定機械等を製造する場合には改めての許可は必要ないため、新規の件数は全体的に減少傾向にある（図4）。

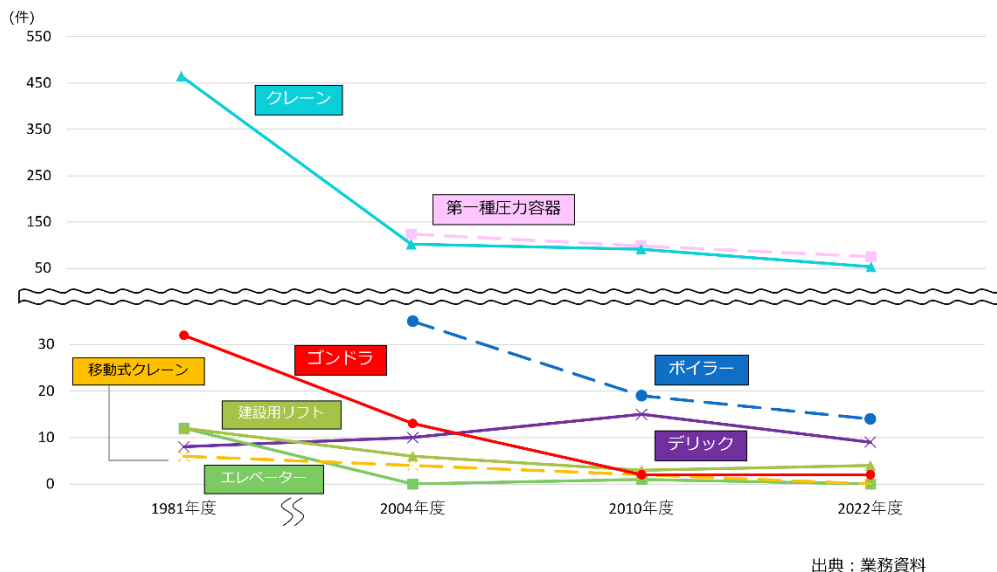


図4 特定機械等の製造許可件数の推移

### ③ 製造時等検査件数

ボイラーは 1980 年度比でおよそ 10 分の 1、第一種圧力容器は 1980 年度比でおよそ 4 分の 1 と、全体的に大幅に減少している（図 5）。

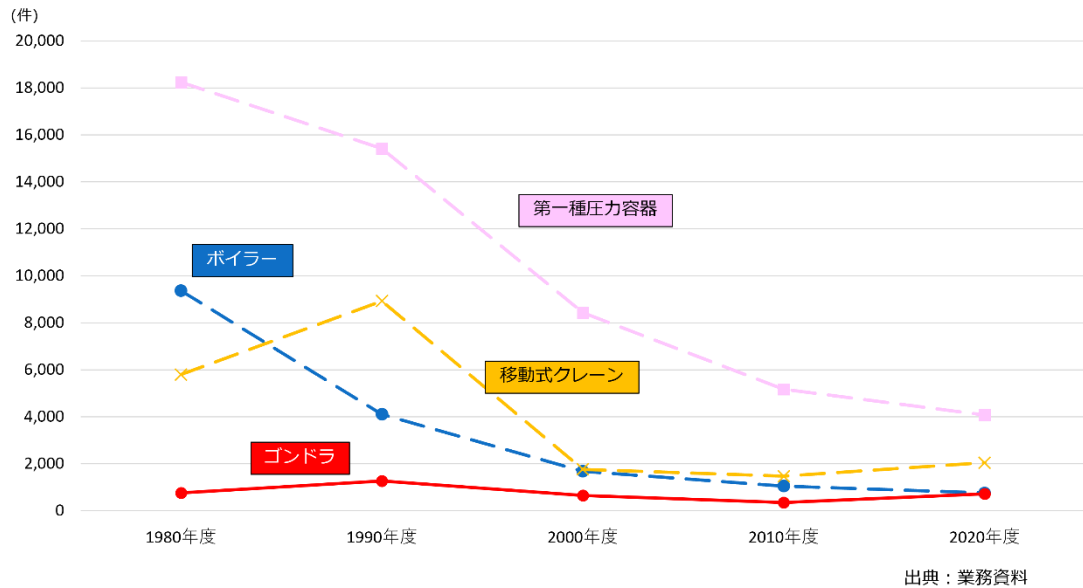


図 5 特定機械等の製造時等検査件数の推移

### ④ 落成検査件数

ボイラーは 1980 年度比でおよそ 10 分の 1、第一種圧力容器は 1980 年度比でおよそ 3 分の 1 と、全体的に大幅に減少している（図 6）。

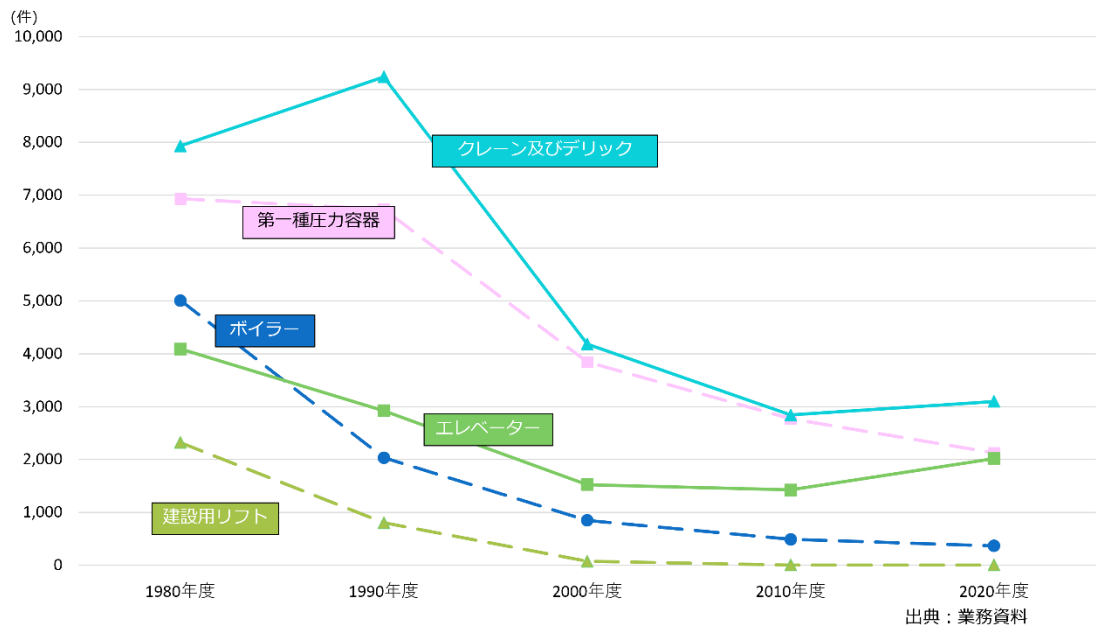


図 6 特定機械等の落成検査件数の推移

### (3) 検査制度における民間機関の活用状況

官民の役割分担や民間活力を活用する観点等から、これまでにボイラー等の製造時等検査及び全ての特定機械等の性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が検査を行うこととするなど民間移管を進めてきている。

#### ① 製造時等検査

製造時等検査については、昭和 47 年の安衛法制定時には国が実施する制度であったが、特定廃熱ボイラー（※）について、平成 6 年に指定機関である製造時等検査代行機関が実施することとし、その後平成 15 年に登録機関である登録製造時等検査機関が実施する制度となった。さらに、平成 24 年には、全てのボイラー等について、登録製造時等検査機関が実施する制度となった。

なお、令和 4 年には、製造時等検査の民間移管割合は、ボイラーでは 86%、第一種圧力容器では 82%となっている。

※特定廃熱ボイラー：労働安全衛生法及び高圧ガス保安法の適用を受ける火気以外の高温ガスを加熱に利用するボイラー

#### ② 平成 24 年の製造時等検査の民間移管後の状況

後述のとおり、登録製造時等検査機関については、安衛法で定める厚生労働大臣の立入監査等により、適正な業務実施を担保する仕組みとなっている。ボイラー等の登録製造時等検査機関について、検査の方法が不適切であること等を理由として処分に至った例はない。

また、これまで、登録製造時等検査機関が製造時等検査を行ったボイラー等については、国が製造時等検査を行ったボイラー等と同様、構造上の欠陥を原因とする事故は発生していない。

登録製造時等検査機関として登録を受ける者がいない都道府県においては、製造時等検査を都道府県労働局が実施している。行政機関が実施する業務の民間移管に当たっては、民間機関が参入しやすい環境を整備することや、登録を受ける者がいない場合には行政機関の体制を確保することが必要である。

#### ③ 性能検査

性能検査については、従来から民間機関で実施している。昭和 47 年の安衛法制定時には指定機関である性能検査代行機関が実施する制度であったが、平成 15 年に登録機関である登録性能検査機関が実施する制度となった。

### (4) 民間の登録機関の適正な業務実施を担保するための体制

安衛法では、検査等の民間移管に当たり、民間の登録機関（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関等）について、表 2 のような規定を設けている。これらの規定は、民間の登録機関の適正な業務実施を担保するために一定の役割を果たしている。

これまでに、登録製造時等検査機関に対する処分例はないが、登録性能検査機関については、処分例がある。クレーンの性能検査におけるたわみの測定につい

て、本来は距離測定装置等による確認をしなければならないにもかかわらず、事業者から提出された測定結果をもって測定を行ったものとし、登録性能検査機関において距離測定装置等による確認をしなかったことに対し、性能検査の方法の改善を命令している。また、クレーンとクレーン上方にある工場の梁との間隔が基準に適合しないクレーンについて性能検査に合格させたことに対して、2か月の業務停止及び性能検査の方法の改善を命令している。

表2 安衛法における民間の登録機関の適正な業務実施を担保するための規定

<p>① 登録機関の登録要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に定める機械器具その他の設備を用いて検査を行うこと</li> <li>・法令に定める条件に適合する検査員が一定数以上であること</li> <li>・検査員であって法令に定める要件に適合する者に検査員の指揮及び検査の業務の管理を行わせること</li> <li>・登録しようとする特定機械等の製造者等に支配されていないこと</li> </ul> <p>② 登録機関の実施義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、検査を行わなければならないこと</li> <li>・法令に定める条件に適合する検査員に検査を実施させなければならないこと</li> <li>・公正に、かつ、構造規格に適合する方法により検査を行わなければならないこと</li> <li>・検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置を講じること</li> </ul> <p>③ 厚生労働大臣の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録機関に対する立ち入り</li> <li>・登録要件に適合しない場合における適合命令</li> <li>・登録機関の実施義務違反があった場合における改善命令</li> <li>・登録機関の実施義務違反があった場合等における登録の取消し又は業務の一時停止</li> </ul> <p>④ 登録機関の登録の欠格事由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安衛法等に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり2年を経過していないこと等</li> <li>・登録の取消を受けて2年を経過していないこと</li> </ul>
---

#### (5) 民間機関が保有する技術

製造許可や製造時等検査等においては、厚生労働大臣が定める構造規格への適合、強度計算の基準に採用されている計算式の正当性といった「技術的基準」について確認を行う必要がある。

上記(3)に記載のとおりボイラー等の製造時等検査については民間移管しているが、行政機関の検査担当者と登録機関の検査員に求められる学科研修、検査実習は同等である。このほか、構造規格は、急速な技術の進展や国際規格との整合に柔軟に対応するため、具体的な要求事項にはJIS規格を参照する性能規定化を進めており、JIS規格の原案作成は民間機関において行われている。また、民間機関においては国際競争、環境への適合、社会的ニーズの変化、人材

不足などに対応し、設計や製造を効率化、高性能化することが求められており、多岐にわたる機械等の調査研究や技術開発を継続して実施し多くの知見を蓄積しており、先端技術を特定機械等の設計開発にも活用している。

こうしたことから、特定機械等の書面等審査や製造時等検査に当たり、規格への適合、強度計算の基準に採用されている計算式の正当性といった「技術的基準」については、登録機関も行政機関と同等の十分な能力、知見を有している状況にある。

#### **4 特定機械等の製造許可、検査等に係る制度の在り方に関する検討結果（案）**

本検討会では、特定機械等の製造許可、検査制度等の在り方について検討を行った。

その結果は以下のとおりであり、このうち、制度や仕組みを見直すこと及び取組を進めることが適当とされた事項については、厚生労働省において速やかに、必要な法令改正等を行うべきである。

##### **(1) 特定機械等の製造許可及び検査制度の在り方**

###### **① 制度の必要性**

製造許可及び製造時等検査制度等に基づき適正に管理された特定機械等については、近年、構造上の欠陥を原因とする労働災害は発生していない。しかし、製造許可や検査を受けていない特定機械等については、構造上の欠陥を原因として死亡災害を含む重篤な災害が発生しており、製造許可や検査制度は、特定機械等の安全性能の確保や維持に有効に機能している。

このため、引き続き、信頼性のある公正な第三者である国や民間の検査機関が審査を行い、設計、製造の段階から、特定機械等が一定の基準に適合していることを確認するとともに、使用、設置に至るまで一貫した検査を行い、安全を担保することが必要である。

###### **② 制度の周知**

特定機械等の安全を確保するため、特定機械等の製造者、使用者等に対して、製造許可、製造時等検査等を受ける必要があることについて、引き続き周知徹底することが必要である。

##### **(2) 特定機械等の製造許可の権限**

製造許可は、特に危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するため、法令において一旦製造を禁止し、個別の申請によって禁止を解除する非常に重い行政処分であることから、引き続き権限を有する行政機関が責任をもって行うことが必要である。

### (3) 特定機械等の製造許可に係る書面等審査の民間移管

#### ① 「技術的基準」の審査の在り方

製造許可の基準のうち、「技術的基準」は、規格への適合について客観的な審査を行うものである。特定機械等の構造に関する規格は、長年にわたり、民間機関において、特定機械等の製造者、使用者、学識経験者、行政機関職員が加わり、最新の技術の取り入れや外国規格との整合に留意し、利害関係者の意見を公正に調整しながら作成されており、民間機関には規格への適合を公正に判断するための知見が蓄積されている。また、民間機関においては競争力を高めるため多岐にわたる調査研究や技術開発を行い、先端技術を特定機械等の設計開発に活用している。

民間機関は、「技術的基準」への適合について行政機関と同等の審査を行う能力を有していると考えられるため、官民の役割分担の観点から、登録機関が審査を行う制度を設け、特定機械等の製造許可に係る「技術的基準」への適合の審査において民間機関の能力を活用すべきである。

#### ② 「技術的基準」の審査の民間移管に当たって留意すべき事項

「技術的基準」の審査の民間移管に当たり、行政機関においては、登録機関が行う技術的事項に関する書面審査の適格性を判断するための体制を整備するとともに、監査等により登録機関の信頼性を確保することが必要である。また、審査業務の民間移管を円滑に進めるため、民間機関が参入しやすい環境を整え、民間機関の体制の整備を促すとともに、移行期間を設け、登録機関がない場合には、行政機関が引き続き審査業務を行うことができるようにすることが適当である。

#### ③ 「製造者の基準」の審査の在り方

製造許可の基準のうち「製造者の基準」は、製造設備、検査設備、工作責任者等の要件が定められ、行政機関職員の責任において自らメーカーに立ち入る等して確認している。また、これらの事項について変更があった際には、メーカーに対して都道府県労働局長への報告を求め、メーカーに関する情報の一元的な管理や、同一の申請者に対する効率的な審査に活用している。

こうした点を踏まえれば、(2)のとおり、今後も製造許可権限を引き続き行政が担うこととする場合は、製造許可を受けた後もメーカーが許可に必要な要件を維持していることを行政が責任を持って確認する必要がある、「製造者の基準」の審査は、引き続き都道府県労働局長において行うことが適当である。

### (4) 特定機械等の製造時等検査の民間移管

#### ① 製造時等検査の在り方

製造時等検査を民間移管しているボイラー等の登録製造時等検査については、登録機関による適正な業務実施を担保するために、表2のとおり、法令

で登録機関の登録要件、実施義務、欠格事由を定めるとともに、登録機関に対して厚生労働大臣の権限に基づく立ち入り検査等を行っている。現在、3機関が登録製造時等検査機関としての登録を受けて、全体の8割以上の検査を実施しているが、構造上の欠陥を原因とする事故は発生しておらず、また、検査の方法が不適切であること等を理由として業務停止等の行政処分に至った事例はないことから、適正に制度が運用されていると評価できる。

また、民間機関は、移動式クレーン等についても、ボイラー等と同様に、規格の制定や技術開発を行っており、製造時等検査について能力の活用を図ることが可能である。

このため、製造時等検査の民間移管を行っていない移動式クレーン等についても、登録機関が製造時等検査を実施できる制度を設けるべきである。

## ② 製造時等検査のさらなる民間移管に当たって留意すべき事項

民間移管に当たっては、労働局や検査機関による検査方法、判定基準の差異が生じないように、行政が検査基準を定め、引き続き、全国斉一の検査の実施が必要である。

製造時等検査の民間移管を円滑に進めるため、民間機関が参入しやすい環境を整え、民間機関の体制の整備を促すために、移行期間を設け、登録機関がない場合には行政機関が引き続き製造時等検査を行うことができるようにすることが適当である。

特定機械等の輸入に当たって負担の軽減を図る観点から、輸入者のほか外国製造者が使用検査を受けることができる制度や、外国においても使用検査を受けることができる制度を設けており、さらに活用されるよう周知が必要である。

## (5) 特定機械等の落成検査等の官民の役割分担

### ① 落成検査の在り方

労働基準監督署長が行っている落成検査については、主として特定機械等の設置状況を確認するとともに、ボイラーを取り扱う労働者の緊急時における避難路の確保やクレーン運転士の墜落防止措置など法令に基づく安全措置の履行状況について確認し、必要に応じて、ユーザーに対して法令に基づく指導を行うものである。このため、行政以外の者が行うべきではない。今後、行政機関において落成検査を継続できる体制を維持することが適当である。

なお、製造時等検査を行わないクレーン等については、落成検査において、安全措置の履行状況と併せて「技術的基準」への適合についても確認している。法令に基づく安全措置の履行状況について行政機関が検査を行い、「技術的基準」への適合について登録機関が検査を行うという役割分担も考えられるが、ユーザーの利便性を考えると、設置段階の検査を複数の機関が別々に実施することは適当ではない。民間機関に代替が困難である法令に基づく安

全措置の履行状況の検査を行っている行政機関が、引き続き落成検査を担うことが合理的である。

② その他の検査の在り方 (P)

資料3に基づき検討

(6) 民間の登録機関の適正な業務実施を担保するための仕組みの強化

① 検査の公正性の確保

労働安全衛生法においては、民間の登録機関の登録要件として、特定機械等の製造者等に支配されていないことを規定しており、例えば過去2年間に特定機械等の製造者等の職員であった者が役員となっている申請者の登録を制限するなどにより、メーカーが自ら製造した特定機械等を検査をするなどの利害関係者による検査が行われないことを担保している。特定機械等の設置数が減少傾向にある中で、今後、設計技術等の知見を有する者が減少する場合であっても、引き続き、同様の制限を設け、検査の公正性を確保することが必要である。

② 厚生労働大臣の権限の強化

これまで民間の登録性能検査機関や登録製造時等検査機関が行っている検査については、法令で登録機関の登録要件、実施義務、欠格事由を定めるとともに、厚生労働大臣の権限に基づく立ち入り検査等を実施することにより、適正に制度が運用されている。今後は、(3) ①で活用すべきとしている製造許可の書面審査を行う登録機関を含め、引き続き登録要件、欠格事由、実施義務を定め、立入監査等により、適正な業務実施を担保することが適当である。

加えて、検査等の業務の民間移管に当たっては、登録機関が登録要件に合致し適切な審査や検査を実施できることを厳格に確認するとともに、登録機関の実施義務違反があった場合等には、同種事案の再発を防止するため、登録の取消しや業務の一時停止を命じるなど厳重に処分することが必要である。

(7) その他

製造許可や検査の基準、構造規格、検査の手順などは、国際整合性を図るために、常に見直しを行う必要がある。

**5 参考資料**